

桜づつみモデル事業

— 21世紀につなげよう、みんなの笑顔と桜づつみ —

「桜づつみモデル事業」は、河川とその周辺の自然的・社会的・歴史的環境などとの関連から、河川の緑化を推進する必要がある区間について、堤防の強化を図るとともに桜などを植樹して積極的に良好な水辺空間の形成を図ることを目的としています。

このモデル事業は昭和63年に始まり、これまでに認定を受けた全国の河川では、花と緑あふれる川づくりが行われ、地域の人々にもたいへん親しまれています。

国土交通省では、さらに多くの地域において、花と緑豊かで人々に親しまれる安全な川づくりを推進するため、「桜づつみモデル事業」の認定申請を以下のように募集します。

《「桜づつみモデル事業」の対象河川》

- ①河川及びその周辺の自然的・社会的・歴史的環境との関連から、良好な水辺空間の形成が求められている河川
- ②市町村及び地域住民の良好な水辺空間の整備及び保全についての熱意が高い河川
- ③桜づつみに必要な用地が既に確保されているか、市町村等により確保されることが確実な河川
- ④事業実施予定区域が、河川改修事業等の区間に含まれていること（一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の場合）

《「桜づつみモデル事業」の概要》

「桜づつみモデル事業」に認定された跡、速やかに、河川管理者は堤防側帯の整備を、市町村長は植樹や地域住民が水辺に親しむための施設の整備を行い、良好な水辺空間の形成に努めます。

《桜づつみはみんなの力で守ります》

「モデル事業」により整備された良好な水辺空間の保全を図るために、河川管理者と市町村長は、協議により適正な維持管理の方法を定めます。

◇「接ぎつみモデル事業」の実施手順

モデル事業の申請
(河川管理者及び市町村長)



モデル事業の認定
(国土交通省河川局長)

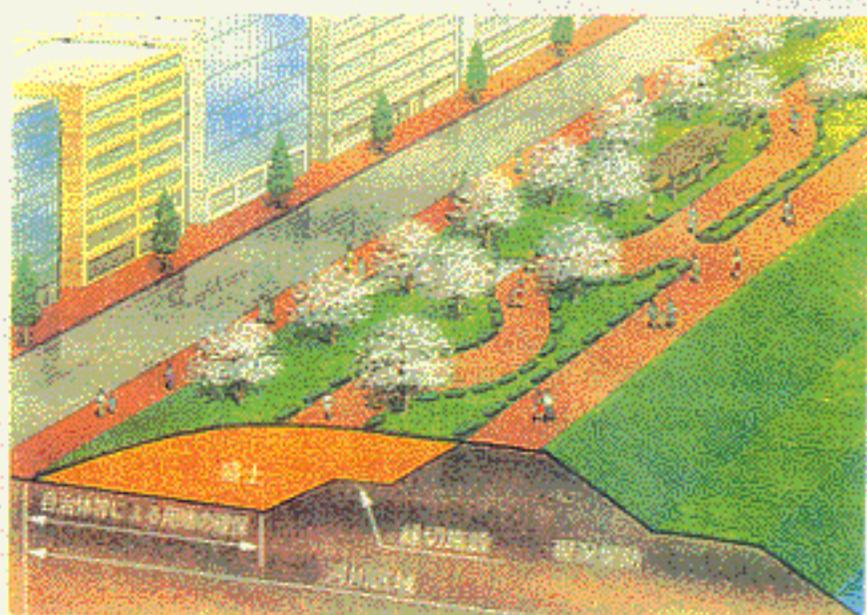


モデル事業の実施
(河川管理者及び市町村長)



水辺空間の保全・活用

桜づつみモデル事業



▲ 余市川 (北海道余市町)



▲ 五行川 (茨城県下館市)



▲ 揖保川 (兵庫県龍野市)



▲ 四万十川 (高知県中村市)